

## 1 1 - 7 . 薬物乱用 薬物乱用防止パンフレット(全国高等学校 PTA 連合会編) より要旨転載

### (1) 薬物乱用のきっかけ 初期サインを見逃さない

- 1) 身近に薬物が存在している。周囲からの影響。誘われてもNOと言える
- 2) 家族、大人に相談できない(しない)、大人不在の環境。
- 3) 逸脱行為(生活・食事の乱れ、いじめ、暴力、過食・拒食、リストカット等)

### (2) 違法ドラッグ・大麻などの危険性に対する「無知」をなくす

薬物乱用は、個人が責任を持てば許されるという行為ではない。極めて危険な化学物質であり、1回の使用でけいれんや意識障害、呼吸困難、心筋梗塞などの急性症状を起こすにとどまらず、麻薬や覚せい剤と同じく一度で強い依存性を生じ、やがては精神障害や人格変化などを生じるリスクがきわめて高い。また、妄想や錯乱などによって他人に危害を加えることもあり、現実には殺人事件も起きている。

### (3) 薬物乱用の開始年齢

薬物乱用は、家族・友人からたばこ・アルコールをすすめられ習慣性の薬物使用を実体験することから始まる。たばこ・アルコールは、10代で経験すると、依存症になりやすく大人になってもやめられなくなる。そして、さらに別の薬物の依存症へつながっていく「ゲートドラッグ」の役割を果たす。全国14施設のダルク利用者(薬物依存離脱支援団体)調査によれば、開始年齢は、たばこ13.6歳、アルコール14.4歳、有機溶剤15.2歳、大麻19.8歳、覚醒剤20歳である。

### (4) 覚醒剤、麻薬、違法ドラッグは、1回の使用も「薬物乱用」

覚醒剤、麻薬、違法ドラッグなどが人体に危険な化学物質として指定されているのは、前述した薬物中毒による緊急入院や連用による幻覚や幻聴などの慢性中毒などの精神症状が生じるからである。なによりも恐ろしいのは、薬物依存に陥り、薬物から離脱できなくなることである。薬物依存の状態では、脳の異常状態により、自分自身の日常の生活や家族に対する様々な不都合や不利益の発生を理解しながらも、薬物乱用を止められない、あるいは止めると離脱症状(いわゆる禁断症状)が生じる。

### (5) まずは相談しよう

薬物乱用を疑ったり、見つけたときは、父や母が一人で悩まず、家族全員の問題としてよく話し合うべきである。そして、学校や地域社会も含めて、関係者がそれぞれの立場で責任を果たしていく。薬物らしきものを発見したときは、慎重な対応を要するので、困ったときには全国68施設の精神保健福祉センターに相談するとよい。

<http://www.mhlw.go.jp/kokoro/support/mhcenter.html>

精神保健福祉センターでは、心の問題や病気で困っている本人、家族及び関係者からの相談を受けている。アルコールや薬物依存の問題、認知症高齢者や思春期・青年期における精神医学的問題についても専門の職員が相談に応じている。